改正後	改正前
（報告の義務及び方法等） **第六条**　［略］ 2　［略］ ［項を削る。］	（報告の義務及び方法等） **第六条**　［同上］ 2　［同上］ 3　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（以下「電子情報処理組織により」という。）第一項の報告をする場合は、文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年文部科学省令第九号）第三条第三項及び第五条第一項の規定中電子証明書に関する規定は、適用しない。
第七条　［略］ 2・3　［略］ ［項を削る。］	**第七条**　［同上］ 2・3　［同上］ 4　電子情報処理組織により第一項の報告をする場合は、前条第三項の規定を準用する。
第十条　［略］ 2　都道府県知事は、令別表第四の一の項第三欄第十三号の規定により、文部科学大臣に提出した調査票その他関係書類の写しを当該都道府県の教育委員会へ送付するものとする。ただし、同号の規定による提出が情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年文部科学省令第九号）第三条に規定する電子情報処理組織により行われた場合において、その旨を当該都道府県の教育委員会に通知したときは、調査票の写しを送付することを要しない。	**第十条**　［同上］ 2　都道府県知事は、令別表第四の一の項第三欄第十三号の規定により、文部科学大臣に提出した調査票その他関係書類の写しを当該都道府県の教育委員会へ送付するものとする。ただし、同号の規定による提出が電子情報処理組織により行われた場合において、その旨を当該都道府県の教育委員会に通知したときは、調査票の写しを送付することを要しない。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（学校保健統計調査規則の一部改正）

第三条　学校保健統計調査規則（昭和二十七年文部省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（報告の義務及び方法等） **第六条**　［略］ 2　［略］ ［項を削る。］	（報告の義務及び方法等） **第六条**　［同上］ 2　［同上］ 3　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項の報告をする場合は、文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年文部科学省令第九号）第三条第三項及び第五条第一項の規定中電子証明書に関する規定は、適用しない。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（学校教員統計調査規則の一部改正）

第四条　学校教員統計調査規則（昭和二十八年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（報告の義務及び方法等） **第六条**　［略］ 2　［略］ ［項を削る。］	（報告の義務及び方法等） **第六条**　［同上］ 2　［同上］ 3　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項の報告をする場合は、文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年文部科学省令第九号）第三条第三項及び第五条第一項の規定中電子証明書に関する規定は、適用しない。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	